

## 6 貸付・助成

制度名称	対象者	内容
(1) 生活福祉資金貸付 窓口 …吹田市社会福祉協議会 (電話 6339-1205) (FAX 6170-5800)	障がい者手帳を所持している方の属する世帯 (居住地と住民票が一致していること)	生業を営むための必要な経費・技能習得に必要な経費・住宅の補修等に必要な経費・福祉用具等の購入に必要な経費・障がい者用自動車の購入費などの貸付です。収入条件等、貸付の種類により条件がありますので、詳しくは左記へお問い合わせください。
(2) 自動車改造費助成 窓口 …障がい福祉室	身障手帳を所持し道路交通法の規定により自動車を運転するについて必要な条件を付された方	身体障がい者が就労等のため新たに購入する自動車について、操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある場合、その費用について100,000円を限度に助成します。 ・必要書類 申請書、免許証、見積書、車検証、身障手帳、銀行等の預金通帳 ・所得制限あり
(3) 自動車運転技能習得助成 窓口 …障がい福祉室	身障手帳を所持している方  ※吹田市住民基本台帳に1年以上記録されていること。	身体障がい者が就労等のため普通自動車運転免許を取得した際に要する費用について45,000円を限度に助成します。 免許証交付日において市内に1年以上居住し、免許証交付後1年内に申請が必要です。 ・必要書類 申請書、免許証、領収書、身障手帳、銀行等の預金通帳
(4) 重度身体・知的障がい者（児）介護者自動車運転技能習得助成 窓口 …障がい福祉室	1・2級の身体障がい者（児）又は重度知的障がい者（児）とともに住み、日常生活において常時介護している方  ※吹田市住民基本台帳に1年以上記録されていること。	重度身体・知的障がい者（児）の介護者が普通自動車運転免許を取得した際に要する費用について45,000円を限度に助成します。 免許証交付日において、障がい者（児）とともに市内に1年以上居住し、免許証交付後1年内に申請が必要です。 なお、障がい者（児）又は同一住人の名義で、自動車を所有していることが必要です。 ・必要書類 申請書、免許証、領収書、車検証、身障手帳または療育手帳、銀行等の預金通帳
(5) 福祉サービスに係る診断料の自己負担金助成 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談支援センター	市町村民税が非課税の世帯に属する方等 (生活保護世帯除く)	身体・知的障がい者が施設入所、短期入所、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当、特別障がい者手当、補装具費の申請に必要な健康診断書（または意見書）作成に要する診断料を助成します。 ・必要書類 申請書、領収書（原本）、銀行等の預金通帳、世帯全員の非課税証明書（※診断書作成日が7月1日～12月31日の場合、その年の1月1日現在に吹田市に住民票がない方、診断書作成日が1月1日～6月30日の場合、前年の1月1日現在に吹田市に住民票がない方のみ）
(6) 身体障がい者手帳診断料の自己負担金助成 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談支援センター	市町村民税が非課税の世帯に属する方 (生活保護世帯除く)	身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書の作成に要する診断料を助成します。 ・必要書類 申請書、領収書（原本）、銀行等の預金通帳、世帯全員の非課税証明書（※診断書作成日が7月1日～12月31日の場合、その年の1月1日現在に吹田市に住民票がない方、診断書作成日が1月1日～6月30日の場合、前年の1月1日現在に吹田市に住民票がない方のみ）

制 度 名 称	対 象 者	内 容
(7) 福祉タクシー 利用券の交付	在宅の1・2級身体障がい 者(児)のうち、視覚・肢体 (上肢のみは除く)・内部 の障がい者(児)、在宅の重 度(A)知的障がい者(児)、 在宅の1級精神障がい者 (児)。 ※聴覚、平衡機能、音声機 能、そしゃく機能は対象外	タクシー乗車運賃助成を受けられる利用券（上限600円） を交付しています。1回の乗車につき、障がい者割引適用後 の乗車運賃が1,200円までは1枚のみ、1,200円以上は2枚 まで使用可能。 ・交付枚数 一人あたり年間最大60枚 ・必要書類 申請書、身障手帳、療育手帳（判定書）又は 精神障がい者保健福祉手帳、所得証明書 ・障がい・高齢・児童・更生施設等へ入所していないこと。 ・住民票と居所が吹田市にあること。 ・世帯の最多所得者の合計所得金額が500万円未満である こと。 【※利用可能なタクシー会社は、市ホームページ（左下QR コード）又は利用券冊子でご確認いただけます。】
(8) リフト付き福祉 タクシー利用券 の交付	車いす使用者など、交通機 関による移動が困難な在宅 の身体障がい者(児)のう ち、下肢・体幹・脳性麻痺 の1・2級、又は内部障が い1級のいずれかに該当する 方。 【利用可能な福祉タクシー (リフト付き含む) 一覧】 	リフト付き福祉タクシーの利用者に対し、障がい者割引 (1割引き)適用後の乗車料金を助成対象（上限3,000 円）に、リフト付き福祉タクシー専用の利用券を交付して います。1回の乗車につき利用は1枚まで。 ・交付枚数 一人あたり年間最大48枚 (枚数は申請月によって異なります) ・必要書類 申請書、身障手帳、所得証明書 ・障がい・高齢・児童・更生施設等へ入所していないこと。 ・住民票と居所が吹田市にあること。 ・世帯の最多所得者の合計所得金額が500万円未満である こと。 ・(7)福祉タクシー利用券との併用不可。 【※利用可能なタクシー会社は、市ホームページ又は利用 券冊子でご確認いただけます。】
(9) タクシー料金の 障がい者割引	身障手帳又は療育手帳の交付を受けた方が、タクシーを利用されるときに、身障手 帳又は療育手帳を提示すれば、タクシー料金（メーター金額）が1割引となることがあ ります。詳しくは、各タクシー会社にお問い合わせください。	
(10) 重度障がい者等 住宅改造助成金	在宅で次の障がいがある方 ・身体障がい者手帳が 1・2級 または 下肢・体幹が3級 ・重度の知的障がい	障がい者の心身の状況により必要と認められる便所・浴 室・玄関・廊下・階段・台所・居室等の改造をする場合 に助成金（最高500,000円）を交付します。事前の相談 が必要です。 ・所得制限あり
(11) 家具等転倒防止器 具設置助成	市町村民税非課税世帯 又は生活保護受給世帯 で、次のいずれかに該 当する世帯 ・重度障がい者のみの世帯 ・重度障がい者と65歳 以上の高齢者で構成す る世帯 ※重度障がい者とは、在 宅の身障手帳1・2 級、療育手帳A又は精 神障がい者保健福祉手 帳1級の所持者。	震災時のタンスや食器棚など家具の転倒による人的被害 を軽減するため、家具転倒防止器具を自力で取り付けでき ない高齢者・障がい者に、設置費用（取り付け費）と して15,500円を限度に助成し、市が指定した業者が取付 けを行います。また、材料費（購入費）として、市町村民税非課税世帯には3,000円、生活保護受給世帯には 5,000円を限度に助成します。  ※65歳以上の高齢者のみで構成され、介護保険で要支 援・要介護と認定された高齢者を含む世帯の申請窓口 は、高齢福祉室になります。 ・必要書類 申請書、承諾書、見積書、家主承諾書、認 め印、市民税課税（非課税）証明書